平成２５年（フ）第４３６号
熊本市東区御領３丁目８番69号
債務者　深田久美子（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２３号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目11番37号ベルビュウ初富203号
債務者　鈴野　英明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３５８号
千葉県柏市藤ケ谷1890番地６
債務者　佐々木郁美（旧姓勝柴・尾川）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８０号
長崎県佐世保市吉岡町90番地28
債務者　浦吉　智紀
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２０１号
愛知県常滑市奥栄町１丁目２番地の１　エステイタスＴＯＩ106号
債務者　瀬戸　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１２号
大阪府富田林市楠町４番１―908号
債務者　尾上　弘次
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１３号
大阪府富田林市楠町４番１―908号
債務者　尾上幸子こと　朴　　善姫
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８２号
大阪府吹田市山田西２丁目３番３―407号
債務者　永田雄一郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６７号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番35―305号
債務者　門内　秀多
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６０号
大阪府茨木市真砂１丁目２番７号　メゾンＳ203号
債務者　橋本　弘道
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２５号
大阪市都島区内代町３丁目８番５―605号
債務者　竹川　雅美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９９号
大阪府東大阪市菱江２丁目14番11号　カーサベージュ505号室
債務者　増田設備こと　増田　耕作
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０４号
大阪市城東区今福西１丁目９番12号アッシュコート城東201号
債務者　羽原　京美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４９号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目25番16号
債務者　鈴木和恵こと　康　　和惠
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２９号
大阪府寝屋川市太秦中町35番３号
債務者　上坂　典之
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３０号
大阪市北区天神橋４丁目２番12号　司光ハイツ203号室
債務者　亀田　佳典
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４６号
大阪府大阪市東淀川区柴島２丁目14番４―225号
債務者　西本　和也
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４７号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番４―225号
債務者　西本　良子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部